

改正道路交通法のあらまし

近年の道路交通に係る社会情勢に対応するため、道路交通法の一部が改正され、平成25年6月14日に公布されました。
内容や施行日については、以下の通りです。



～ 一定の病気等に係る運転者対策 ～

【免許の拒否事由等とされている一定の病気等に該当する者を的確に把握するための整備】

- 免許を受けようとする者等に対し、病状に関する公安委員会の質問制度を整備するとともに虚偽に回答した者に対する罰則の整備（平成26年6月1日施行）

罰則：1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

- 一定の病気等に該当する者を診断した医師による任意の届出制度（平成26年6月1日施行）
- 一定の病気等である疑いのある者を医師の診断までの間、暫定的に3か月の範囲で停止する規定の整備（平成26年6月1日施行）

【一定の病気に該当する者であることを理由に免許を取り消された場合における当該免許取消しを受けた者の免許再取得に関する負担を軽減するための規定の整備】

- 一定の病気等を理由に免許を取り消された者の症状が改善し、免許を再取得する際に試験の一部（技能試験、学科試験）を免除（平成26年6月1日施行）
- 免許を再取得した者については、取消処分前の免許が継続していたものとみなす規定の整備（平成27年6月1日施行）

～ 一定の病気等とは ～

自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのある病気等として免許の拒否又は取消し等の事由とされている以下の病気をいいます。

- ・ 統合失調症
- ・ てんかん
- ・ 再発性の失神
- ・ 無自覚性の低血糖症
- ・ そううつ病
- ・ 重度の眠気の症状を呈する睡眠障害
- ・ その他自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する病気
- ・ 認知症

また、これらの一定の病気に

- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒を加えたものを「一定の病気等」と総称します。

※ 上記に掲げる病気にかかっている者であっても、自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのある一定の症状を呈するものでなければ、免許の拒否又は取消し等の対象とはなりません。

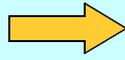


～ 悪質・危険運転者対策 ～

【無免許運転等関係】

- 無免許運転等に対する罰則の強化 (平成25年12月1日施行)

1年以下の懲役又は
30万円以下の罰金



3年以下の懲役又は
50万円以下の罰金



- 無免許運転の幫助行為の禁止及び罰則規定の整備 (平成25年12月1日施行)

車両提供行為の禁止	同乗行為の禁止
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



無免許運転が行われる最大の要因は、運転者本人の遵法精神の欠如にあります。他方で、運転者の周辺で無免許運転を助長、容認している者がいることも無免許運転が根絶されない背景にあります。そこで、次のような無免許運転を助長する行為について罰則を整備します。

- ・車両提供行為：無免許運転をするおそれのある者に対して自動車等を提供し、無免許運転をした場合に提供者が罰せられます。
- ・同乗行為：無免許運転の者に自己を運搬することを要求・依頼して同乗した場合に罰せられます。

【取消処分者講習関係】

- 取消処分者講習の受講対象の拡大 (平成26年6月1日施行)

公安委員会が運転免許の取消しに係る書面を交付しようとしたにもかかわらず、当該書面の交付を受けなかった者であって、運転免許の更新を受けなかった者が、運転免許試験を受けようとする場合は、過去1年以内に取消処分者講習を終了していなければならないこととなります。



～ 自転車利用者対策 ～

- 自転車運転者講習に関する規定の整備 (平成27年6月1日施行)

受講命令違反に罰則：5万円以下の罰金

自転車に関係する事故は、全交通事故の約2割を占めています。特に、自転車対歩行者の交通事故は10年間で約1.5倍に増加しており、そのほとんどが自転車が第一当事者となっている事故です。

このような、交通に危険を生じさせている自転車の運転者（信号無視や遮断踏切立入等の違反を繰り返す者）に対する講習制度を整備します。



- 検査及び応急措置命令等の規定の整備 (平成25年12月1日施行)

検査拒否及び命令違反に罰則：5万円以下の罰金

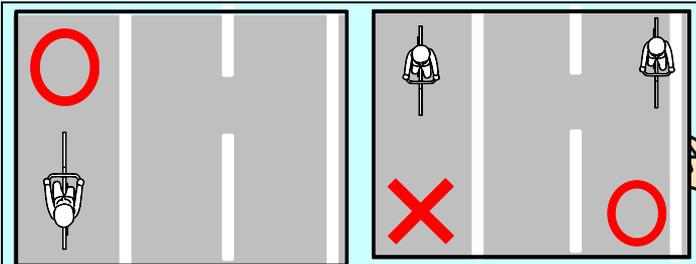


検査



警察官が、自転車のブレーキについて停止させて検査し、運転者に対し、道路における危険を防止し、安全を図るため必要な措置を命じ、応急の措置ができないと認められる場合は、自転車の運転を継続してはならない旨を命じることになります。

- 自転車の路側帯通行に関する規定の整備 (平成25年12月1日施行)



【路側帯走行のイメージ】



軽車両の路側帯通行は、道路の左側部分に設けられた路側帯に限ることとなります。

～ その他の規定 ～

【環状交差点に関する規定の整備】

- 環状交差点（ラウンドアバウト）の通行方法に関する規定の整備 (平成26年9月1日施行)

【放置違反金の収納事務の委託】

- 放置違反金の収納事務の民間への委託 (平成26年6月1日施行)